

弁理士による 発明無料相談のご案内

秘密
厳守

福山商工会議所と(一社)広島県発明協会備後支会では、中小企業の皆さまの知財支援を強化するため、弁理士相談の日を設けています。

特許・実用新案・意匠・商標の出願手続、調査、拒絶対応、侵害問題等、知的財産権全般について、弁理士が無料で相談に応じます。

相談日時 第1・第3木曜日 13:00～16:00

相談場所 福山商工会議所ビル 3階 305会議室

開催日

平成30年	4月	5日	19日
	5月	—	17日
	6月	7日	21日
	7月	5日	19日
	8月	2日	16日
	9月	6日	20日
	10月	4日	18日
	11月	1日	15日
	12月	6日	20日
平成31年	1月	—	17日
	2月	7日	21日
	3月	7日	—

相談の流れ

①広島県中小企業知財支援センター
—福山サテライトにおける窓口
相談に応じます。



②弁理士による助言が必要と思われる
案件について、弁理士相談をお
勧めします。
原則、中小企業・個人事業主、創
業検討中の方が対象。



③相談者の方は、広島県発明協会に
電話でお申込みください。

TEL : 082-241-3940

弁理士 森 寿夫(商標、意匠、著作権ほか全般)

※弁理士相談には、原則、(一社)広島県発明協会の知財活用アドバイザーが同席します。

※弁理士相談は、原則、として60分以内でお願いいたします。

※弁理士相談は事前予約制です。予約状況により、変更・中止の場合がございますので、ご了承ください。

【相談予約・お問合せ】

福山商工会議所 産業課 TEL:084-921-2349 FAX:084-922-0100

一般社団法人広島県発明協会 TEL:082-241-3940 FAX:082-241-4088

弁理士に依頼するメリット

弁理士は、110年を超える歴史のある国家資格者です。

弁理士になるためには、弁理士法に定める国家試験に合格し、実務修習を受けるなどの厳しい要件があります。

日々新たに生み出される発明の内容を文章にしたり、多くの商品の中からデザインの特徴を明確化したり、ネーミングが似ていないかどうかの判断をするには、高度な技術的、法律的知識が必要です。

弁理士は、あなたの知的財産の権利取得、保護、活用までお手伝いします。

